

2023年2月1日

# 意見表明

## 削減義務実施に向けた専門的事項検討会



一般社団法人

東京ビルディング協会

Tokyo Building Owners and Managers Association



## 1. 東京ビルディング協会とは

昭和14年に設立されたオフィスビルオーナー等を会員とする一般社団法人。  
(2022年4月現在の会員数は314社)。

全国の19協会で構成されている(一社)日本ビルディング協会連合会の中核団体。

## 2. 東京ビルディング協会の活動

都市政策委員会や地球環境委員会など9つの委員会等を中心に、ビルに関する政策提言・要望活動やビル経営に資する各種講演会・説明会の開催、ビル管理運営業務に役立つ情報提供・調査報告を行っている。

毎年2月の省エネ月間に合わせ「脱炭素社会づくりキャンペーン講演会」を開催。今年  
は、「再生可能エネルギーの活用」をテーマに専門家の方々をお招きし開催予定。

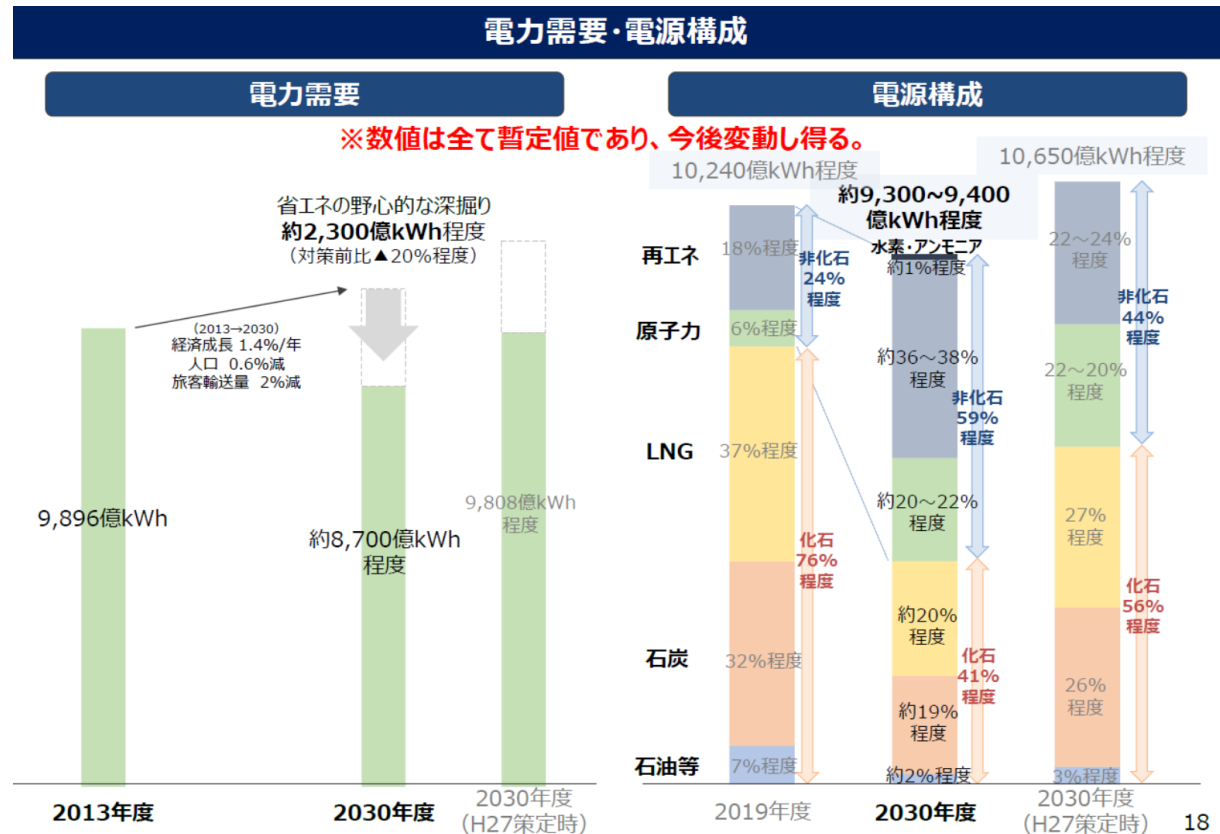


2022年12月東京都予算等  
都知事ヒアリングの様子

## 1)削減義務率について(第3回、資料4、6ページ)

昨今の国内外情勢の下、今後のエネルギー供給や電源構成の見通しには不透明な点も多い中、達成状況の評価にあたっては、実際の供給側の状況(係数改善、再エネ電力・証書市場)を踏まえた柔軟な対応をお願いしたい。

日本のエネルギー基本計画 2021年7月  
(経済産業省・資源エネルギー庁)



## 2)義務履行手段について(第2回、資料4、13ページ)

義務履行手段のうち「再エネ由来証書の活用」については、グリーンエネルギー証書、非化石証書(再エネ指定)のほか、同価値を有する「Jクレジット(再エネ)も対象に加えて頂きたい。

また、クレジット制度の創設・改変に応じて、柔軟かつ幅広に対象を追加して頂きたい。

J-クレジット制度は、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用可能。

## 3)削減義務率の緩和措置について(第3回、資料4、15～19ページ)

区分Ⅰ-2の緩和措置は2%減では不十分である。使用エネルギー量の20%以上を地域冷暖房等から供給を受ける区分Ⅰ-2に対して2%の具体的根拠が不明であり、また、区分Ⅰ-2は再エネ電気調達等による排出係数の改善余地も小さい。

特に、CGSや地域冷暖房による熱供給の割合が50%を超えるような物件では、排出係数改善等による大幅な削減を見込むことは困難であり、削減義務率の更なる緩和やカーボンニュートラルガスによる排出削減の評価について検討して頂きたい。

【第四計画期間の区分別の削減義務率(案)】

区分		第三期	第四期(案)	削減義務率設定の考え方
Ⅰ-1	オフィスビル等と熱供給事業所 (区分Ⅰ-2に該当するものを除く)	27%	<b>50%</b>	地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所(区分Ⅰ-2)は、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約3割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であること等を考慮し、削減義務率を2ポイント低く設定
Ⅰ-2	オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※	25%	<b>48%</b>	
Ⅱ	工場等の区分Ⅰ-1、区分Ⅰ-2以外の事業所	25%	<b>48%</b>	区分Ⅱは、区分Ⅰと比較して熱源や空調、照明といった汎用設備によるエネルギー消費の事業所全体における割合が少なく、これらの設備の更新等の省エネ対策による削減が少ないことを考慮し、区分Ⅰ-1より削減義務率を2ポイント低く設定

※ 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上の事業所

## 4) 排出量取引について(第3回、資料4、24～29ページ)

超過削減量の創出対象については、省エネ対策・再エネ導入だけでなく、他の法令や国際的なイニシアチブとの整合性等を踏まえ、再エネ電気・再エネ由来証書による削減分も一定条件のもと認めて頂きたい。

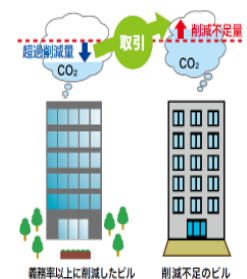
また、排出量取引制度については、事業者同士の相対取引を前提としており、手続きにかなりの時間とコストを要することから、有効に活用できていない。事業者のインセンティブを高める意味でも、今後の取引量が増大することを見込んでいるのであれば尚更、東京都として簡易で利便性の高い取引の仕組みを整備して頂きたい。

### <超過削減量の創出を認める削減対策の種類> (資料3「2(3) 新たな超過削減量の創出方法」を再掲)

- ・ 省エネ対策及び再エネ(オンサイト・オフサイト)相当量分のみ超過削減量として創出できる仕組みとしてはどうか。
- ・ バーチャルPPA由来の非化石証書も、「追加性」の観点からフィジカルPPAと同様に扱い、超過削減量の創出対象としてはどうか。

※その他ガス削減量の充当及び発行上限の変更の可否について、第四計画期間の超過削減量の創出量等を考慮して、今後検討する。

【排出量取引のイメージ】



※ 市場取引ではなく、事業者同士の相対取引により実施

## 5)公表内容の充実について(第3回、資料4、30~33ページ)

改正省エネ法に基づく定期報告書の見直しと平仄を合わせるなど、報告内容の追加による事業者の負担増が生じないようにして頂きたい。

また、公表にあたっては各事業者の個別事情にも配慮をお願いしたい。  
(非公表を希望する事業者に対して一定の配慮を行う旨は示されている)

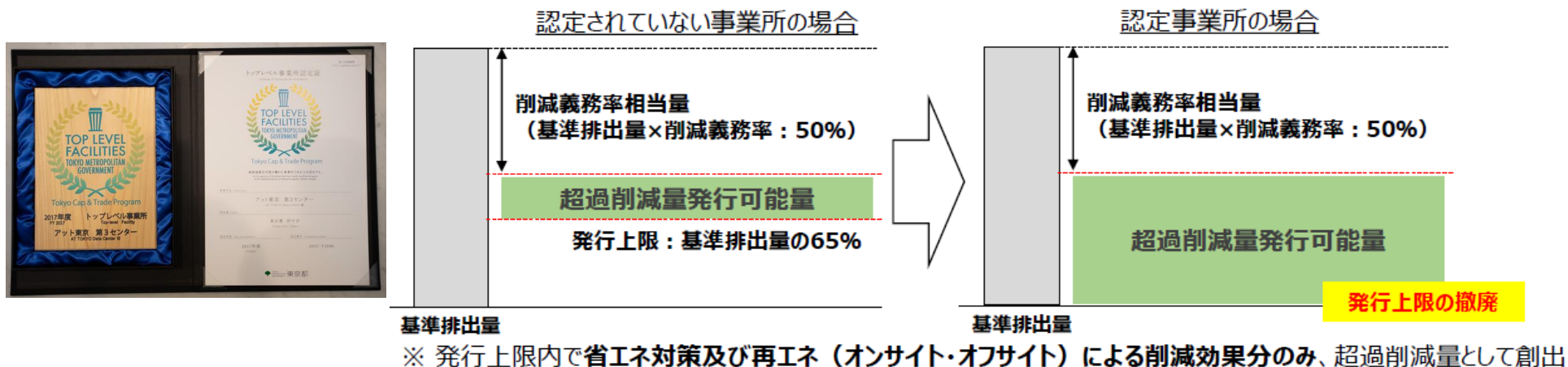
### 【追加する主な公表内容】

項目		都による公表 <sup>*1</sup> (オープンデータ化)	事業所による公表 (義務)
<b>省エネカルテ (事業所からの報告を基に都が作成・公表)</b>			
	・事業所のCO <sub>2</sub> 排出実績の推移	○	—
	・事業所のCO <sub>2</sub> 排出原単位の推移	○	—
	・事業所のエネルギー消費原単位の推移	○	—
	・用途別のCO <sub>2</sub> 排出原単位の推移 (平均及び上位25% <sup>*2</sup> 水準)	○	—
	・用途別のエネルギー消費原単位の推移 (平均及び上位25% <sup>*2</sup> 水準)	○	—
<b>再エネ利用に係る報告 (事業所が新たに設定)</b>			
オンサイト	種類・規模・設置年	○	○
	年間使用量 (調達量)	▲	▲
オフサイト	種類・規模・設置年・設置場所	○	○
	年間使用量 (調達量)	▲	▲
小売電気事業者 地域熱供給事業者	種類 (事業者又はメニュー名)	×	×
	年間使用量 (調達量)	▲	▲
	CO <sub>2</sub> 排出係数	▲	▲
証書	種類	○	○
	年間使用量 (調達量)	▲	▲

## 認定取得のインセンティブについて (第3回、資料5、14～19ページ)

環境に係る多くの認証制度が存在する中、排出量取引の市場性が低い現状において、超過削減量の発行上限撤廃だけでは、認定取得に対するインセンティブとして魅力に欠けるとの意見が多い。補助金、税制優遇、容積率割増等の実質的な支援措置とリンクした制度として位置付けることを検討して頂きたい。

【トップレベル認定事業所の超過削減量発行方法のイメージ】





本日は意見表明の機会をいただき有難うございました。



一般社団法人

東京ビルディング協会

Tokyo Building Owners and Managers Association